

## 島根県企業局源流保全支援事業（植栽事業）委託実施要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、水力発電事業をはじめとして、水道事業や工業用水道事業に必要な水を安定的に確保するため、森林の持つ水源涵養機能を向上させるとともに、県民へ水の大切さについて啓発することを目的とした源流保全支援事業（以下「植栽事業」という。）の委託を行うに当たり、必要な事項を定める。

### （植栽事業の内容）

第2条 植栽事業は、地域住民（団体）や地元小中学生等と連携して行う次の一連の取組とする。

- （1）植栽場所の調査・決定
- （2）植栽場所の地拵え及び植栽の実施準備
- （3）植栽の実施
- （4）植栽場所に、実施日、事業名等を記した、標柱または看板の設置
- （5）植栽後の管理（草刈り、支柱の管理等）
- （6）環境学習の実施

2 植栽場所は原則として、委託期間完了後も受託団体又は地元等により適正な管理が可能な源流地域（県内河川の上流域）とし、概ね 500 m<sup>2</sup>以上とする。

3 植栽する樹種及び本数は、植栽場所及び面積に適した樹種及び本数とする。

### （植栽事業の委託先）

第3条 委託先は、第2条に規定する事業を確実に遂行できると見込まれる県内のNPO法人等の団体（以下「受託者」という。）であって、以下の各号を満たす者とする。

- （1）島根県の「建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱」又は「物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格者指名停止措置要領」に基づく入札参加指名停止措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- （2）民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申し立てまたは、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと。
- （3）暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が含まれていないこと。
- （4）公の秩序又は善良の風俗に反する行為を行い、又は行うおそれがないこと。

(植栽事業の実施期間)

第4条 受託者は、特段の理由がある場合を除き、植栽事業を受託した年度の3月20日までに事業を完了するものとする。

(委託費の内容及び金額)

第5条 委託費の内容は植栽事業の実施に要する次の経費とする。

- (1) 資材費(苗木代、支柱代、肥料代、標柱等製作費等)
- (2) 労務費(日当、謝金、交通費等)
- (3) その他経費(送迎車両費、交流会経費、工具賃借料等)
- (4) 諸経費(10%以内)

2 委託金額は、1受託者あたり年間50万円(消費税及び地方消費税を含む)を限度額とする。

(受託の申請)

第6条 知事は、必要と認める時期に植栽事業に関する募集を行うものとする。

2 受託を希望する団体(以下「申請者」という。)は、前項の募集において定められている期日までに知事に申請しなければならない。

(委託の決定)

第7条 知事は、申請書を受理したときは、別に定める選考要領に基づき審査し、申請内容が適当と認められ、かつ当該年度の植栽事業予算の範囲内である場合は、業務委託先を決定し申請者に通知するものとする。

2 第1項の決定にあたっては、別表に定める条件を付すものとする。

(完了報告)

第8条 受託者は、植栽事業が完了したときは、すみやかに事業完了報告書を提出しなければならない。

(委託費の支払い)

第9条 知事は、前条の事業完了報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは受託者の請求により委託費を支払うものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年6月16日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 10 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 2 月 9 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 3 月 31 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

#### 別表（第 7 条関係）

- 1 この事業は、島根県企業局が実施する植栽事業であることを、明示すること。
- 2 植栽箇所は、土地所有者及び地域等の了解のもと、委託事業終了以降も植栽苗等の適正な管理が可能な場所を選定すること。
- 3 その他知事が必要と認める条件